

脳検査補助の延長について

脳検査補助については、受診日に5歳刻みの節目年齢であることが補助の要件となっておりますが、今般、緊急事態宣言が発せられたことにより、健康診断等の延期が強く求められ、多くの健診機関が休業いたしました。

このため、緊急事態宣言期間中に節目年齢の次の年齢に達し、受診の機会が失われてしまった方について、特別の救済措置として、緊急事態宣言終結日から3ヶ月後の日の属する月の末日までの期間に受診された脳検査については下記のとおり補助の対象といたします。

記

(1) 対象となる方

令和2年4月7日から緊急事態宣言終結時までの間に、節目年齢の次の年齢に達した方

(2) 補助の対象となる期間

緊急事態宣言終結日から3ヶ月後の日の属する月の末日までの期間

(3) 取扱

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①直接契約健診機関での受診 | 健診利用通知書を発行いたします |
| ②東振協契約健診機関での受診 | 補助金にて対応いたします（都内・都外） |
| ③その他の健診機関での受診 | 補助金にて対応いたします（都外のみ） |

※受診機関によって取り扱いが異なりますので、詳細につきましては保健課までご連絡ください。

ご連絡先 東京都電気工事健康保険組合 保健課
電 話 03-3861-1852